

令和7年度愛知県民間社会福祉施設運営費補助金交付要綱

(通則)

第1 令和7年度愛知県民間社会福祉施設運営費補助金（以下「補助金」という。）は、民間社会福祉施設（社会福祉法人が経営する施設をいう。以下同じ。）における利用者の処遇向上と健全経営の助長を図るため、予算の範囲内において、当該民間社会福祉施設を経営する者（以下「施設経営者」という。）に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象施設)

第2 この補助金は、愛知県内の次に掲げる民間社会福祉施設（名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市及び一宮市所管の施設、市町村が設置した施設及び厚生事業団の経営にかかる県立施設を除く。）を対象施設とする。

- (1) 生活保護法に基づく救護施設、授産施設及び宿所提供施設
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性自立支援施設
- (3) 児童福祉法に基づく乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設
- (4) 老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく療養介護、生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設及び福祉ホーム
- (6) 身体障害者福祉法に基づく点字図書館
- (7) 盲人ホーム運営要綱に基づく盲人ホーム

2 前項の規定にかかわらず第3第1項(2)に定める施設整備借入金償還費については、次に掲げるものも対象とする。

- (1) 平成4年度以前に借入れを行った名古屋市所管の知的障害者援護施設
- (2) 「児童養護施設退所児童支援施設設置運営要綱（平成2年5月28日付け愛知県民生部長通知）」に基づく児童養護施設退所児童支援施設
- (3) 豊橋市、豊田市、岡崎市及び一宮市が中核市移行までに県が借入れを承認した豊橋市、豊田市、岡崎市及び一宮市所管の第2第1項(1)から(6)に掲げる施設

(補助対象事業の内容及び交付額の算定方法等)

第3 この補助金は、次に掲げる区分に応じた事業（以下「補助対象事業」という。）を対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 施設運営費（ただし、介護保険法の特設施設入所者生活介護部分となる軽費老人ホームを除く。）
- (2) 施設整備借入金償還費（ただし、共同生活援助を行う施設を除く。）

2 補助対象経費及び交付額の算定方法は別表1のとおりとし、同表の使途欄に記載のとおり使用しなければならない。なお、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、

これを切捨てるものとする。

(補助金の不交付)

第4 補助事業者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。

- (1) 県の指導監査等の結果、改善措置命令が発せられたもの
- (2) 法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款に違反したもの
- (3) その他法人又は施設の運営が著しく適正を欠いているもの

(申請手続)

第5 補助金の交付を受けようとする施設経営者は、交付申請書(様式第1号)正副2通を別途定める日までに知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該決定にかかる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第2号)正副2通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は、その理由又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類正副2通を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10 規則第13条に定める実績報告書(様式第3号)は、正副2通を知事に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、翌年度の4月30日までとする。

(補助金の交付)

第11 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

(財産の処分の制限)

第12 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（単価50万円以上のもの）で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

（実施細則）

第13 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

要綱第2（5）に定める共同生活援助を行う施設であって県の指定を受けた事業所が名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市内にある場合で、平成14年度民間社会福祉施設運営費補助金を受けていた共同生活住居については、当該住居について補助対象とする。

この要綱は令和7年3月 日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

補 助 区 分	補助対象経費及び交付額算定方法	補助率	使 途
第 1 施設運営費	1 障害者施設 （要綱第2(5)に規定する施設。以下同じ。） （１）交付額の算定は県から指定を受けている事業所ごとに行い、交付額は次の（２）に掲げる項目の合計額とする。 （２）福祉事業ポイント補助 基礎単価(別表２)×福祉事業ポイント数×令和７年度年間施設利用者数 福祉事業ポイント数は、別表３の第１欄に定める施設が第２欄に定める事業を実施し、第３欄に定める基準を満たす場合に、１事業につき第４欄に定めるポイントを加算し、かつ、１０ポイントを上限とする。 2 障害者施設及び盲人ホーム、点字図書館を除く全ての施設 （１）交付額は次の（２）に掲げる項目の合計額とする。 （２）福祉事業ポイント補助 基礎単価(別表２)×福祉事業ポイント数×令和７年度年間施設利用者数 福祉事業ポイント数は、別表３の第１欄に定める施設が第２欄に定める事業を実施し、第３欄に定める基準を満たす場合に、１事業につき第４欄に定めるポイントを加算し、かつ、１０ポイントを上限とする。 3 盲人ホーム、点字図書館 平成１４年度民間社会福祉施設運営費補助金のうち施設職員の人件費に対する補助額に０．９５を乗じた額とする。	10/10 以内	施設運営に要する 経費全般

補 助 区 分	補助対象経費及び交付額算定方法	補助率	使 途
第 2 施設整備 借入金償還費	施設整備のための独立行政法人福祉医療機構からの借入金、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会の民間社会福祉施設振興資金貸付金又は旧年金福祉事業団からの借入金で、別紙民間社会福祉施設運営費補助金（施設整備借入金償還費）承認基準（以下「承認基準」という。）により知事が認めた借入金額に対する令和 7 年度の償還に要する額以内の額とする。 ただし、平成 1 4 年度以降着工の軽費老人ホームは対象としない。	耐震改築1/2 それ以外1/3 * 23年度以前 着工施設 1/2以内	左記に定める 借入金の償還

別表 2

福祉事業ポイント補助基礎単価

1 救護施設

入所定員(人)	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～ 90	91～ 100	101～ 110	111～ 120
基礎単価(円)	1,830	1,740	1,650	1,600	1,570	1,500	1,530

2 女性自立支援施設

入所定員(人)	～20	21～ 30	31～ 40	41～ 50
基礎単価(円)	1,880	1,250	940	760

3 乳児院(2歳未満児)

入所定員(人)	～10	11～ 15	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50
基礎単価(円)	7,690	6,100	5,450	4,770	4,590	4,460	4,330	4,210	4,090

4 乳児院(2歳以上児)

入所定員(人)	～10	11～ 15	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50
基礎単価(円)	6,720	5,480	4,740	4,390	4,120	4,000	3,880	3,750	3,630

5 母子生活支援施設

入所定員 (世帯数)	～10	11～ 20	21～ 30
基礎単価(円)	1,350	1,280	1,040

6 児童養護施設

入所定員(人)	～20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55
基礎単価(円)	2,850	2,520	2,180	2,040	1,910	1,880	1,640	1,610
入所定員(人)	56～ 60	61～ 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 95
基礎単価(円)	1,570	1,530	1,500	1,460	1,430	1,400	1,380	1,350

7 児童心理治療施設

入所定員(人)	～20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50
基礎単価(円)	4,170	3,740	3,310	3,140	2,970	2,850	2,720

8 福祉型障害児入所施設(旧知的)

(1) 知的障害児の場合

入所定員(人)	～20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 50	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～ 90	91～ 100	101～
基礎単価(円)	2,591	2,545	2,469	2,129	2,022	1,901	1,825	1,758	1,685	1,627	1,560	1,499

(2) 盲児の場合

入所定員(人)	～30
基礎単価(円)	2,649

9 医療型障害児入所施設

基礎単価(円)	医療型障害 児入所施設 で行う場合	自閉症児	38
		肢体不自由 児	19
		重症心身障 害児	99
	指定医療機 関で行う場合	肢体不自由 児	14
		重症心身障 害児	96

10 児童発達支援

児童発達支援センターで行う場合

定員(人)			～30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～
基礎単価(円)	障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)	区分1(30分以上1時間30分以下)	110	103	96	89	87	84	82
		区分2(1時間30分超3時間以下)	113	105	98	91	89	86	84
		区分3(3時間超5時間以下)	118	110	103	96	93	90	87
定員(人)			～20	21～ 30	31～ 40	41～			
基礎単価(円)	難聴児	区分1(30分以上1時間30分以下)		133	115	104			
		区分2(1時間30分超3時間以下)	137	118	106	96			
		区分3(3時間超5時間以下)	143	123	111	101			
定員(人)		～15	16～ 20	21～					
基礎単価(円)	重症心身障害児	135	106	94					

11 (旧)医療型経過の児童発達支援

基礎単価(円)	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児	49
		重症心身障害児	60
	指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児	44
		重症心身障害児	55

12 養護老人ホーム(一般)

入所定員(人)	30	50	51～ 60	61～ 70	71～ 80
基礎単価(円)	1,260	1,140	960	940	920

13 養護老人ホーム(併設)

入所定員(人)	～20	21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60
基礎単価(円)	1,460	970	830	750	630

14 養護老人ホーム(盲)

入所定員(人)	50	51～ 60	61～ 70	71～ 80
基礎単価(円)	1,550	1,370	1,350	1,280

15 軽費老人ホーム(A型・単独設置)

入所定員(人)	50
基礎単価(円)	1,030

16 ケアハウス(単独設置)

入所定員(人)	～20	21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～ 90	91～ 100
基礎単価(円)	1,220	820	720	640	540	510	450	450	400
入所定員(人)	101～ 110								
基礎単価(円)	390								

17 ケアハウス(併設設置)

入所定員(人)	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61～ 70	71～ 80
基礎単価(円)	1,260	850	800	580	540	440	370	320	280
入所定員(人)	81～ 90	91～ 100	101～ 110						
基礎単価(円)	290	270	260						

18 障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設及び福祉ホーム(※注1)

(1)療養介護

定員(人)		～40	41～ 60	61～ 80	81～
基礎単価(円)	療養介護サービス費(Ⅰ)	97	95	90	86
	療養介護サービス費(Ⅱ)	71	67	63	60
	療養介護サービス費(Ⅲ)	56	53	50	48
	療養介護サービス費(Ⅳ)	45	42	39	37
	療養介護サービス費(Ⅴ)	45	42	39	37
	経過の療養介護サービス費(Ⅰ)	92	91	88	85

(2)生活介護

[illegible]

(3) 施設入所支援

入所定員(人)		～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～
基礎単価(円)	区分6	46	36	36	30	30	27
	区分5	39	30	30	25	25	23
	区分4	32	24	24	20	20	18
	区分3	24	19	19	17	16	15
	区分2	17	15	15	14	13	13

(4) 共同生活援助

区分			区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
基礎単価(円)	共同生活援助サービス費(Ⅰ)		60	46	37	30	19	17
	共同生活援助サービス費(Ⅱ)		72	57	48	41	29	27
	個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	世話人配置6:1の場合	37	31	27			

区分			区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
基礎単価(円)	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)		100	86	77	52		
	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)		117	103	94	67		
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	世話人配置5:1の場合	77	63	54	41	27	25
		体験利用の場合	93	79	70	55	41	39
	個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者 世話人配置5:1の場合	57	51	47			
		日中を当該共同生活住居以外で過ごす者 世話人配置5:1の場合	45	40	36			

基礎単価(円)	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	17
	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	12
	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	27

(5) 宿泊型自立訓練

利用期間		2年以内	2年を超える	3年以内	3年を超える
基礎単価(円)	生活訓練サービス費(Ⅲ)	28	17		
	生活訓練サービス費(Ⅳ)			28	17

(6) 機能訓練

定員(人)		～20	21～40	41～60	61～80	81～	
基礎単価(円)	機能訓練サービス費(Ⅰ)	82	73	70	67	63	
	共生型機能訓練サービス費						72

(7) 生活訓練

定員(人)		～20	21～40	41～60	61～80	81～	
基礎単価(円)	生活訓練サービス費(Ⅰ)	78	69	66	63	60	
	共生型生活訓練サービス費						69

(8)就労移行支援

定員(人)		～20	21～ 40	41～ 60	61～ 80	81～
基礎単価(円)	就職後6月以上定着率が5割以上の場合	121	106	102	97	94
	就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	102	88	86	82	78
	就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	88	74	71	66	63
	就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	72	65	61	56	52
	就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	57	52	52	49	48
	就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	52	47	45	42	39
	就職後6月以上定着率が0の場合	48	43	41	39	36

(9)就労移行支援(養成)

定員(人)		～20	21～ 40	41～ 60	61～ 80	81～
基礎単価(円)	就職後6月以上定着率が5割以上の場合	76	70	67	66	65
	就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	64	59	56	55	55
	就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	55	50	46	45	44
	就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	47	43	40	38	36
	就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	38	35	34	34	34
	就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	35	31	30	29	28
	就職後6月以上定着率が0の場合	32	29	27	27	26

(10)就労継続支援A型

定員(人)			～20	21～ 40	41～ 60	61～ 80	81～
基礎単価(円)	就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)	評価点が170点以上の場合	79	71	67	66	64
		評価点が150点以上170点未満の場合	73	66	62	61	59
		評価点が130点以上150点未満の場合	70	63	59	58	56
		評価点が105点以上130点未満の場合	67	59	56	55	53
		評価点が80点以上105点未満の場合	53	47	45	44	42
		評価点が60点以上80点未満の場合	42	37	35	34	33
		評価点が60点未満の場合	33	29	27	27	26
	就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	評価点が170点以上の場合	73	66	61	60	58
		評価点が150点以上170点未満の場合	67	60	56	55	53
		評価点が130点以上150点未満の場合	64	57	54	52	51
		評価点が105点以上130点未満の場合	61	54	51	50	48
		評価点が80点以上105点未満の場合	49	43	40	39	38
		評価点が60点以上80点未満の場合	38	34	32	31	30
		評価点が60点未満の場合	30	26	25	24	23

(11) 就労継続支援B型

定員(人)			～20	21～ 40	41～ 60	61～ 80	81～
基礎単価(円)	就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	1日の平均工賃月額が4万5千円以上の場合	84	75	70	69	67
		1日の平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	81	72	67	66	64
		1日の平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	76	68	64	63	61
		1日の平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	74	66	62	61	59
		1日の平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	73	64	60	59	57
		1日の平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	70	62	59	58	56
		1日の平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	67	60	56	55	54
		1日の平均工賃月額が1万円未満の場合	59	53	49	49	47
	就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	1日の平均工賃月額が4万5千円以上の場合	75	67	63	61	59
		1日の平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	72	64	60	59	57
		1日の平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	67	60	56	55	53
		1日の平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	65	58	55	54	52
		1日の平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	64	56	53	52	50
		1日の平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	61	54	51	50	49
		1日の平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	58	52	49	48	46
		1日の平均工賃月額が1万円未満の場合	54	48	45	44	43
	就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)	1日の平均工賃月額が4万5千円以上の場合	68	61	56	55	54
		1日の平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	65	58	54	53	51
		1日の平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	61	55	51	50	48
		1日の平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	59	53	49	48	47
		1日の平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	57	51	47	47	45
		1日の平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	56	50	46	45	44
		1日の平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	53	48	44	43	42
		1日の平均工賃月額が1万円未満の場合	49	44	41	40	38
	就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)		58	52	49	48	46
	就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)		53	47	44	43	42
	就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)		48	43	40	39	38

(12) 身体障害者福祉ホーム

入所定員(人)	5～ 9	10～ 19	20～
基礎単価(円)	10	6	5

(13) 知的障害者福祉ホーム

入所定員(人)	～10
基礎単価(円)	8

※注1 基礎単価の選定にあたっては、当該施設の介護給付費等算定区分を適用すること。

※注2 複数事業を実施している場合は、各サービスの基準単価と各サービスの年間利用者数(人日)を乗じたものを合算し、それに福祉ポイントを乗じて算出すること。

単価算出表

1 救護施設

入所定員 (人)	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～ 90	91～ 100	101～ 110	111～ 120
人件費	182,100	173,400	164,900	160,000	156,200	149,500	152,500
(一般人件 費)	182,100	173,400	164,900	160,000	156,200	149,500	149,400
(非常勤医師 人件費)	—	—	—	—	—	—	3,100

2 女性自立支援施設

入所定員 (人)	～20	21～ 30	31～ 40	41～ 50
措置費	264,700	176,700	132,800	106,400
人件費(0.707)	187,142	124,926	93,889	75,224

3 乳児院(2歳未満児)

入所定員 (人)	～10	～11 15	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50
措置費	833,570	658,730	587,480	513,210	493,710	479,220	464,730	452,280	439,830
管理費	64,703	49,404	42,974	37,037	35,476	34,089	32,700	31,836	30,971
人件費	768,867	609,326	544,506	476,173	458,234	445,131	432,030	420,444	408,859

4 乳児院(2歳以上児)

入所定員 (人)	～10	～11 15	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50
措置費	731,440	592,640	511,130	472,320	443,140	429,650	416,150	402,660	389,170
管理費	59,498	45,056	38,002	34,008	31,610	30,339	29,067	27,994	26,921
人件費	671,942	547,584	473,128	438,312	411,530	399,311	387,083	374,666	362,249

5 母子生活支援施設

入所定員 (世帯数)	～10	11～ 20	21～ 30
措置費	176,520	153,780	122,930
管理費	42,034	26,522	19,398
人件費	134,486	127,258	103,532

6 児童養護施設

入所定員 (人)	～20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50	51～ 55
措置費	318,030	280,110	242,190	226,090	210,000	205,890	180,270	175,690
管理費	33,630	29,052	24,470	22,146	19,821	18,518	16,418	15,545
人件費	284,400	251,058	217,720	203,944	190,179	187,372	163,852	160,145
入所定員 (人)	56～ 60	61～ 65	66～ 70	71～ 75	76～ 80	81～ 85	86～ 90	91～ 95
措置費	171,110	166,770	162,430	158,550	154,680	151,900	149,110	146,030
管理費	14,670	14,023	13,373	12,888	12,402	12,201	11,998	11,709
人件費	156,440	152,747	149,057	145,662	142,278	139,699	137,112	134,321

7 児童心理治療施設

入所定員 (人)	～20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50
措置費	448,130	401,270	354,410	336,030	317,650	304,130	290,610
管理費	31,795	27,778	24,310	22,520	20,730	19,810	18,889
人件費	416,335	373,492	330,100	313,510	296,920	284,320	271,721

20 養護老人ホーム(単独)

入所定員 (人)	30	50	51～ 60	61～ 70	71～ 80
基礎単価(円)	125,695	113,278	95,060	93,431	91,192

21 養護老人ホーム(併設)

入所定員 (人)	～20	21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60
基礎単価(円)	145,032	96,790	82,948	74,704	62,288

22 養護老人ホーム(盲)

入所定員 (人)	50	51～ 60	61～ 70	71～ 80
基礎単価(円)	154,599	136,381	134,753	127,425

23 軽費老人ホーム(A型・単独設置)

入所定員 (人)	50
運営費	109,564
人件費(0.928)	102,855

24 ケアハウス(単独設置)

入所定員 (人)	20	21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～ 90	91～ 100
運営費	129,686	86,927	76,061	67,711	57,247	54,128	47,488	46,985	45,357
人件費(0.928)	121,745	81,604	71,404	63,564	53,742	50,814	44,580	44,108	39,763
入所定員 (人)	101～ 110								
運営費	40,747								
人件費(0.928)	38,252								

25 ケアハウス(併設設置)

入所定員 (人)	10～ 14	15～ 19	20～ 29	30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	61～ 70	71～ 80
運営費	134,113	89,845	85,015	61,775	57,146	45,979	38,534	33,201	29,278
人件費(0.928)	125,901	84,343	79,810	57,992	53,647	43,163	36,174	31,168	27,485
入所定員 (人)	81～ 90	91～ 100	101～ 110						
運営費	30,887	27,869	26,963						
人件費(0.928)	28,996	26,162	25,312						

別表3

福祉事業ポイント補助項目

1 施設 種別	2 事 業	3 基 準	4 ポイント
共 通	社会福祉実習の受け入れ (受け入れを行ったサービス種別の み)	年間実人員10人以上	1
		2職種以上でそれぞれ年間実人員10人以上	1.5
	教員養成介護体験等の受け入れ (受け入れを行ったサービス種別の み)	年間実人員10人以上	0.5
	福祉人材の育成への取組み (いずれか1事業) (受け入れを行ったサービス種別の み)	中高生体験学習 1人が5日以上実習を行い、年間4人以上	1
		小学校5年生での福祉学習にあわせ、小学校5・6年生の体験学習 年間10回以上	
救 護 施 設	福祉避難所	市町村と福祉避難所として協定を締結しており、以下のものが整備・確保されている。 ・衛星携帯電話、ラジオ、非常用自家発電機及びその燃料 ・非常食、飲料水を7日分以上(入所者(利用者)、職員分の必要数に加え、受入予定人員分) ・災害時における福祉避難所としての対応マニュアル	1
	地域移行への積極的な取組み	介護施設居宅生活訓練事業の取組みを行った場合(施設事務費の加算となる場合を除く)	1
		地域移行の者との体験交流会、見学会、グループホーム体験会等、地域での生活に向けた情報を与える場の提供を年4回(季節ごと)実施し、かつ地域移行したものが年間定員の2.5%以上	1
	自主・自立性の生活指導	入所者80%以上の作業支援、地域交流、対話会のいずれかを週1回以上実施	0.5
		入所者85%以上の作業支援、地域交流、対話会のいずれかを週1回以上実施	1
	食事に関する取組み	1週間あたりの選択食(昼食又は夕食)の実施が5日以上	0.5
		1週間あたりの選択食(昼食又は夕食)の実施が5日以上に加え、月1回の行事食の提供を実施	1
	入浴に関する取組み	夜間入浴(入浴の時間帯全てが午後9時まで設定されている場合をいう。)を週3日以上実施	1
	健康管理への取組み	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を年15回以上開催	0.5
		外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を年15回以上開催に加え、施設職員向けの研修を年3回以上開催	1
女 性 自 立 支 援 施 設	自立を促す指導	入所後2年以内の退所者が入所定員の40%以上	0.5
		入所後2年以内の退所者が入所定員の50%以上	1
		入所後2年以内の退所者が入所定員の60%以上	1.5
	障害者の受入れ	入所者の20%以上	0.5
		入所者の30%以上	1
		入所者の40%以上	1.5
	退所後の支援	退所後の関係機関と連携した個別支援を年間12回以上実施	1
	就労への取組み	事業所への就職等一般就労への移行による退所者が全退所者の60%以上	1
	地域生活への復帰に向けた取組み	入所者の要望を取り入れた施設外見学を年間18回以上実施	1
	妊産婦又は外国人の受入れ	妊産婦又は外国人を入所者の5%以上の受入れ	0.5
		妊産婦又は外国人を入所者の10%以上の受入れ	1
		妊産婦又は外国人を入所者の15%以上の受入れ	1.5
乳 児 院	児童虐待の防止等に関する法律第2条に定める被虐待児の受入れ及び障害のある乳児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の10%以上	0.5
		措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の20%以上	1
		措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の30%以上	1.5
	児童福祉法第33条に定める一時保護の実施	年間延べ300人日以上の受入れ	0.5
		年間延べ400人日以上の受入れ	1
		年間延べ500人日以上の受入れ	1.5
	里親支援事業	措置費の里親支援専門相談員加算を算定していない施設で、かつ、里親の委託後における養育相談を年間30回以上又は訪問援助活動を年間30回以上実施	1
	保護者指導事業	被虐待児の家庭復帰後における相談援助活動を年間60回以上実施	1
	家庭的養護の推進	施設の小規模化(定員の30%以上)	0.5
		施設の小規模化(定員の80%以上)	1

福祉事業ポイント補助項目

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント
母子生活支援施設	自立支援事業	入所後2年以内の退所者が入所定員の30%以上	0.5
		入所後2年以内の退所者が入所定員の40%以上	1
		入所後2年以内の退所者が入所定員の50%以上	1.5
	DV被害者、処遇困難者(外国人、障害者)の受入れ	措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の60%以上	0.5
		措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の70%以上	1
		措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の80%以上	1.5
	就労支援事業	就労(内職は除く)している入所者が全入所者の80%以上	0.5
		就労(内職は除く)している入所者が全入所者の90%以上	1
		就労(内職は除く)している入所者が全入所者の100%	1.5
	退所者支援事業	措置費の自立支援担当職員加算を算定していない施設で、かつ、退所者への継続指導、訪問活動を年間96回以上実施	1
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に定める一時保護の実施	年間延べ30人日以上受入れ	0.5
児童養護施設	児童虐待防止等に関する法律第2条に定める被虐待児及び障害のある児童の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の40%以上	0.5
		措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の60%以上	1
		措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の70%以上	1.5
	児童福祉法第33条に定める一時保護の実施	年間延べ200人日以上受入れ	0.5
		年間延べ300人日以上受入れ	1
		年間延べ400人日以上受入れ	1.5
	里親支援事業	措置費の里親支援専門相談員加算を算定していない施設で、かつ、養育相談を年間24回以上又は訪問援助活動を年間24回以上実施	1
	家庭復帰等退所児童支援事業	措置費の自立支援担当職員加算を算定していない施設で、かつ、訪問活動を年間48回以上実施	1
	家庭的養護の推進	施設の小規模化・地域分散化(定員の30%以上)	0.5
		施設の小規模化・地域分散化(定員の80%以上)	1
児童心理治療施設	児童虐待防止等に関する法律第2条に定める被虐待児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の50%以上	0.5
		措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の60%以上	1
		措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の70%以上	1.5
	児童福祉法第33条に定める一時保護の実施	年間延べ100人日以上受入れ	0.5
		年間延べ200人日以上受入れ	1
		年間延べ300人日以上受入れ	1.5
	治療の推進と家庭復帰の支援	治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の30%以上	0.5
		治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の40%以上	1
		治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の50%以上	1.5
	退所児童支援事業	措置費の自立支援担当職員加算を算定していない施設で、かつ、退所児童への訪問活動を年間60回以上実施	1
	保護者指導事業	入所児の家庭復帰に向けた家庭訪問を年間48回以上実施	1

福祉事業ポイント補助項目

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント
入福所社施／医療型障害児	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1
		短期入所の積極的な取組み (空床型) 年間延べ750人日以上	1
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児(18歳未満)並びに措置費加算や給付費加算の対象とならない注意欠陥多動性障害及びアスペルガー症候群と診断された児童が措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の20%以上	0.5
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1
セ児童発達支援	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児(18歳未満)並びに措置費加算や給付費加算の対象とならない注意欠陥多動性障害及びアスペルガー症候群と診断された児童が措置費加算の対象となる被虐待児を除いた利用者の10%以上	0.5
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1
養護老人ホーム	認知症予防・進行防止又はADLの維持向上のための取組み	専門職員(OT、PTに限る)による入所者の特性に応じた機能回復訓練を月4回以上実施	1.5
	生きがい活動支援に係る取組み(外部の指導者によるクラブ活動)	1年間で延156回以上実施	1
	生きがい活動支援に係る取組状況(無償送迎)	外出又は買物に係る送迎の利用者の延人数が、定員×52週×30%以上	0.5
	健康管理への取組状況	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を月1回以上開催	1
	健康管理への取組状況(歯科健診)	定員の90%以上の入居者が年1回以上歯科健診を受診	1
	医療機関との連携	医師及び歯科医師による入所者の健康管理を月1回以上実施	1
	災害対策	防災訓練等に地元消防団及び地域住民が参加するとともに、非常災害時の役割等の情報交換を年1回以上実施	1
軽費老人ホーム	認知症予防・進行防止又はADLの維持向上のための取組み	専門職員(OT、PTに限る)による入所者の特性に応じた機能回復訓練を月4回以上実施	1.5
	生きがい活動支援に係る取組み(外部の指導者によるクラブ活動)	1年間で延156回以上実施	1
	生きがい活動支援に関する取組状況(無償送迎)	外出又は買物に係る送迎の利用者の延人数が、定員×52週×40%以上	0.5
	健康管理への取組状況	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を月1回以上開催	1
	健康管理への取組状況(歯科健診)	定員の70%以上の入居者が年1回以上歯科健診を受診	1
	医療機関との連携	医師及び歯科医師による入所者の健康管理を月1回以上実施	1
	災害対策	防災訓練等に地元消防団及び地域住民が参加するとともに、非常災害時の役割等の情報交換を年1回以上実施	1
施設入所支援	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1
		短期入所の積極的な取組み (空床型) 年間延べ180人日以上	1
		(有床型) 次の算式により計算した値が75%以上 年間延受入日数／(専用床数×365日)	0.5
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.5
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1
業障害福祉サービス	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1
		短期入所の積極的な取組み (有床型) 次の算式により計算した値が75%以上 年間延受入日数／(専用床数×365日)	0.5
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.5
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1

福祉事業ポイント補助項目

1 施設 種別	2 事 業	3 基 準	4 ポイント
社グ ホー ー ム ブ ホー ー ム ・ 福	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1
	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上又は入居者の就業率75%以上	1
	特別な支援が必要な障害者・児の 受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者（強度行動障害者）の受入れ又は医療的ケアが必要 な重度の身体障害者の受入れ	0.5
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は 前回（直近）受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審して いない年においても自己評価を実施することを前提とする。（ポイントは3年に1回の算定とする。）	1
所 A 就 型 労 事 継 業 続	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上	1
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は 前回（直近）受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審して いない年においても自己評価を実施することを前提とする。（ポイントは3年に1回の算定とする。）	1
所 B 就 型 労 事 継 業 続	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上	1
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は 前回（直近）受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審して いない年においても自己評価を実施することを前提とする。（ポイントは3年に1回の算定とする。）	1

※ 基準達成の認定は、令和7年4月から令和8年3月までの実績を対象とする。

※ 年度途中の開所等により、対象期間が12か月に満たない場合は、月数に応じて基準値を調整する。（基準値×（算入可能月数／12月））

※ 「入所者」及び「入居者」とは、当該期間中に入所・入居していた実人員である。

（令和7年4月1日現在の入所・入居者数＋令和8年3月31日までの新規入所者数）

※ 障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、宿泊型自立訓練、機能訓練、生活訓練、就労移行支援を行う施設については、
第1欄中「障害福祉サービス事業所」を適用する。

※ 障害者総合支援法に基づく共同生活援助及び福祉ホームを行う施設については、第1欄中「グループホーム、福祉ホーム」
を適用する。